

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成 27 年度第 3 回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成 28 年 1 月 7 日 (木) 午前 10 時 00 分～11 時 40 分
開催場所	西脇市役所 2 階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 生田 忠之 齋藤 太紀雄 古西 祐子 浅田 康子 松本 和幸 岩崎 貞典 高橋 博久 石田 史郎 村上 和幸 内橋 昌子
欠席委員の氏名又は人数	長井 孝章
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 (幹事) 技監 鵜崎 尚夫 都市整備部長 嶋本 隆男 (事務局) 都市住宅課長 吉田 尚史 都市住宅課課長補佐 西村 幸浩 都市住宅課主査 芦田 雅幸 都市住宅課 泉 佳甫 (関係課職員) 都市住宅課主幹 久下 雅生 上下水道部長 井上 悦雄 工務課長 田中 浩敬 工務課主査 伊藤 和英 農林振興課長 嶋津 悟 農林振興課主査 西村 寿之
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0 人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ

議題又は協議事項	<p>4 委員紹介</p> <p>5 審議事項</p> <p>(1) 議案第1号 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問第1号）</p> <p>(2) 議案第2号 東播都市計画区域区分の変更について（諮問第2号）</p> <p>(3) 議案第3号 西脇市特別指定区域の指定及び指定の変更の申出について（諮問第3号）</p> <p>(4) 議案第4号 東播都市計画用途地域の変更について（付議第1号）</p> <p>(5) 議案第5号 西脇市市街化調整区域土地利用計画の変更について（付議第2号）</p> <p>(6) 議案第6号 東播都市計画下水道（西脇市公共下水道）の変更について（付議第3号）</p> <p>6 報告事項</p> <p>7 閉会</p>
会議の記録（概要）	
<p>発言者</p> <p>事務局</p> <p>市長</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 委員紹介</p> <p>○ 会議成立報告 事務局より、委員数12名中、本日の出席委員数11名により、本日の会議成立する旨を報告</p> <p>○ 議事録署名人選出 生田委員、高橋委員の2名を議事録署名人に指名</p> <p>○ 会議の公開・非公開確認</p>

事務局	<p>議事運営規則第7条第2項の規定により、同条第1項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認され、本日の会議は公開することが決定された。</p> <p>○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者はない旨を報告。</p>
市長	<p>○ 諮問・付議 諮問書及び付議書の読み上げ。</p> <p>○ 市長退席</p>
事務局	<p>5 審議事項 (1) 議案第1号 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問第1号）</p>
議長	<p>・ 資料1に基づき、事務局より内容説明</p>
議長	<p>・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</p>
議長	<p>・ J R 加古川線や交通ネットワークに関しての内容があった。本年度末より、J R 加古川線においてもI C O C Aが導入されることとなった。これを機に益々公共交通の推進が図られることを期待する。</p>
議長	<p>・ 議案第1号について、賛成委員の挙手を求める。</p> <p>○ 委員全員の挙手により、原案通りで支障ないものと認められた。</p> <p>(2) 議案第2号 東播都市計画区域区分の変更について（諮問第2号）</p>
事務局	<p>※(4)議案第4号東播都市計画用途地域の変更について（付議第1号）についても一括して説明</p>

議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 2 に基づき、事務局より内容説明 ・ 資料 4 に基づき、事務局より内容説明
委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見等無し
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 2 号について、賛成委員の挙手を求める。 ○ 委員全員の挙手により、原案通りで支障ないものと認められた。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 4 号について、賛成委員の挙手を求める。 ○ 委員全員の挙手により、原案通り可決された。 ○ 議長退席 議案第 3 号及び議案第 5 号について、審議会議事運営規則第 6 条の規定により、議長（会長）退席 ○ 議長交代 議長退席に伴い、会長職務代理の吉本委員が議長につく (3) 議案第 3 号 西脇市特別指定区域の指定及び指定の変更の申出について（諮問第 3 号）
事務局	<p>※(5)議案第 5 号西脇市市街化調整区域土地利用計画の変更について（付議第 2 号）についても一括して説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 3 に基づき、事務局より内容説明 ・ 資料 5 に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 説明の中に「申出」と出てきたが、どういうことか。誰が、どのように、どこへ申し出るのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 今回の場合、平成 25 年度に市街化調整区域の自治会にアンケートを実施している。それを元に、区長さんや県と調整し、今回の箇所が対応可能な区域となっている。そのような中で、制度上の手続きとして、市から県へ、指定を依頼することを「申出」と呼んでいる。一方で、自治会から市へ指定の依頼をすることも「申出」と呼べる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりに関して、アンケートや区長さんとの調整など、都市計画審議会に入って初めて知った。一般市民にはなかなかわからない。やはり、個人が申し出なければならないのか。個人から、自治会へ相談し、自治会から市へ申出となるのか。システムがよくわからない。 都市計画とは何なのか。例えば、芳田地区では出会町や落方町でいちご園ができています。出会町はある会社が行っている。そういったものは都市計画には含まれず、農業の部類に入ると聞いた。 また、水尾町には認定こども園ができることとなっている。これも都市計画には含まれず、福祉の管轄に入ると聞いた。また、福祉に、幼稚園のことで防災に関することを聞いたら、防災の管轄だから関係ないと言われた。 都市計画は、西脇市全体を考えていくことと思ったが、そうではないのか。福祉、農業、防災など、関連していると思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 捕捉させていただく。今の意見は、多くの人が思っている疑問だと思う。都市計画には、私たちが直面するあらゆることが含まれる。ただし、この審議会は、都市計画法に基づいて設置されており、都市計画のうち、主に土地利用計画と道路計画について審議するところである。これらを考えるために、都市計画マスタープランや開発の計画などがつくられ

ている。

先ほどの意見にもあったように、公共、福祉、防災など、地域全体のことは関係するが、当審議会を担当する都市住宅課だけで話をすることは当然できない。そのため、そういった連携は西脇市の中でされているはずである。県でも、市でも、行政の仕事として、悪い意味ではなく、縦割りとなっており、それぞれの専門分野が、それぞれの専門を活かして仕事をし、横のつながりで調整をしながら全体を進めている。

繰り返しになるが、当審議会は、主に土地利用計画について、他のことも少し視野に入れながら、審議し、決定するという場である。今回の議案である市街化調整区域の土地利用計画の変更や特別指定区域の指定の変更であれば、説明を受けたうえで、この審議会が付託されている土地利用を見通すという観点で、問題がないかどうかを審議するという仕組みになっている。

最近ややこしくなっているのは、これまでは型通りに進めていけばよかったが、そうではなくなっている点である。特に、特別指定区域制度は、市街化を抑制する、要するに開発を禁じていた市街化調整区域で、制限を少し緩和するというものである。開発を抑止したままでは、なかなか地域の活性化ができないということで、平成14年に制度ができ、西脇市でも平成20年、25年と指定している。

つまり、市街化調整区域の中で、特別指定区域をいかにうまく活用していくかということが、これから非常に大事になってくるということである。最初に「申出とは」とあったが、地区の計画であるため、地区・町からの申出に基づき、市と県が協議をしながら進めていくことになっている。ただし、個人や団体が「こうしたい」と言っても、できるものとできないものがある。そういったことを、市と相談していただくことになる。もちろん、最終的には県の承認が必要であるため、十分に調整が必要である。

個人の自由な裁量の範囲と、公共の福祉を考え、

<p>議長</p>	<p>市として全体がよくなるために、常にバランスをとりながら進めている。この審議会では、そのバランスの取り方について、全体あるいは個別の土地利用計画を考えていくこととなる。その際には、当然、土地利用計画だけでなく、都市計画全体の大きなことも視野に入れながら、当面の課題として、市街化調整区域や特別指定区域といった個別の計画について判断をしていくことになる。そのために、このように集まり、何度か説明を受け、本日、諮問事項及び付議事項について、議決する段階となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 3 号について、賛成委員の挙手を求める。 ○ 委員全員の挙手により、原案通りで支障ないものと認められた。
<p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 5 号について、賛成委員の挙手を求める。 ○ 委員全員の挙手により、原案通り可決された。 ○ 議長再交代 審議会議事運営規則第 6 条に規定される案件の終了に伴い、会長が議長に帰任 (4) 議案第 4 号 東播都市計画用途地域の変更について（付議第 1 号） <ul style="list-style-type: none"> ・ (2) 議案第 2 号と併せて議決済み (5) 議案第 5 号 西脇市市街化調整区域土地利用計画の変更について（付議第 2 号） <ul style="list-style-type: none"> ・ (3) 議案第 3 号と併せて議決済み (6) 議案第 6 号 東播都市計画下水道（西脇市公共下水道）の変更について（付議第 3 号）
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 6 に基づき、事務局より内容説明

議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 今後、時代の流れと共に設備も老朽化していく。それは、仕方のないことであるが、説明を聞く中では、建物等はまだまだしっかりしたきれいな状態である。各地域においては、公民館などを建築したいができていないというところもある。そういったことを同時に考えた場合、矛盾を感じる。（下水道の）建物がこれから不要になっていくことについて、非常にもったいないと感じる。 市民が、十分有効活用できているとわかるような活用方法を見出し、より一層努力していただきたい。特に建物の有効活用をしていただきたいと思う。よろしく願います。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 議案第6号について、賛成委員の挙手を求める。 ○ 委員全員の挙手により、原案通り可決された。
事務局	<p>6 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在予定している、平成27年度都市計画審議会の日程は、終了した。
都市整備部長	<p>7 閉会 都市整備部長より閉会のあいさつ</p>